

2024年1月1日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社デジタルハーツホールディングス
代表取締役 二宮 康真

東京都文京区後楽一丁目7番27号
株式会社 AGEST
代表取締役 二宮 康真

株式会社デジタルハーツホールディングス（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社 AGEST（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年10月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、吸収分割会社の子会社である株式会社 CEGB、株式会社 GPC 及び LOGIGEAR CORPORATION の株式の管理事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

つきましては、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備え置くことといたします。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年1月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定する場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年11月10日付の電子公告及

び同日付の官報において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第796条の2の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ特別支配会社であるため、会社法第797条第3項括弧書に基づき、同条の規定による手続は行っていません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2023年11月10日付の各別の催告及び同日付の官報公告において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の催告及び公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2024年1月1日をもって吸収分割会社の子会社である株式会社CEGB、株式会社GPC及びLOGIGEAR CORPORATIONの株式の管理事業に関して有する権利義務を承継しました。

承継資産 485百万円（概算値）

承継負債 ー

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2024年1月12日（予定）

6. その他の重要な事項

該当事項はありません。

以上